

認知症とともに暮らす社会に向けて(14)

千種区東部
いきいき支援センター

Q. 父(母)が認知症のため徘徊してしまいます。どう対応したらいいですか?

A. 徘徊は、ただ目的なく歩き回るのではなく、ご本人なりの目的や動機をもとに行動し、その過程で「目的を忘れてしまう」「今いる場所がわからなくなる」「迷った時の対処がわからない」などから、結果として徘徊となってしまう場合が多いです。まずは、ご本人が何を目的に徘徊するのかを理解し、それに対処することが必要

です。ご本人の不安が強くなる時間帯にヘルパーさんの見守り支援を入れることで、徘徊が予防できることもあります。また、認知症は誰もがなり得る病気です。徘徊した時のために、ご近所の理解や協力を得ておくこともお勧めします。



名古屋市では、徘徊に関する次の事業を実施しています。

- ①はいかい高齢者検索システム事業(R1年10月5日) / 認知症の方を捜索する親族等が早期にその位置情報を把握することができ、名古屋市に登録した事業者(登録事業者)のGPS機器の利用に係る一部経費(初期費用及び月額利用料)を助成(登録事業者により金額が異なる)するとともに、その親族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ②はいかい高齢者おかえり支援事業 / 徘徊のおそれのある方の情報を登録した上で、その方が行方不明になった場合に、家族等からの依頼により、行方不明と

名古屋市高齢者就業支援センター 講習受講者募集中!

高齢者の方を対象に、さまざまな講習を実施し高齢者の方の社会参加を支援しています! あなたも第二の人生、新たな生きがいを見つけてみませんか?

◆実施している講習

2月募集
(3月実施)

☆ **申込期間** 2/1(土)~2/20(木)
※来所、電話でのお申し込みの場合は、2/3(月)~



- ・パソコン/デジタル写真(基礎)
- ・調理補助スタッフ養成講習
- ・パソコン/パワーポイント(基礎)
- ・サービス介助基礎研修
- ・レッツ!シニアの調理
- ・介護業界シニア就職フェア(2月実施)

3月募集
(4月実施予定)

☆ **申込期間** 3/1(日)~3/23(月)
※来所、電話でのお申し込みの場合は、3/2(月)~



- ・除草(手作業)従事者養成講習
- ・パソコン/入門
- ・清掃講習
- ・調理業界シニア就職フェア(3月実施)

◎その他にも月によってパソコン各種講習、就職支援講習などを行っています。
※各講習の詳細開催時期・対象者・受講料などは講習によって異なります。詳細についてはお問い合わせください。

◆名古屋市高齢者就業支援センター

(指定管理者:名古屋市シルバー人材センター)
〒466-0015 昭和区御器所通3丁目12-1

問い合わせ先 ☎ **842-4691**

◎ホームページもございます。アドレス: <https://www.bes-c.com/>

アクセス情報

地下鉄鶴舞線・桜通線「御器所」駅②番出口を出て右手に40m、「御器所ステーションビル」4・5階



「しごと相談コーナー」
あります!

働く意欲のある55歳以上の方を対象に、職業紹介等の経験がある相談員が、相談者の状況や希望に応じてきめ細やかに就業相談を行っています!
◎相談窓口(土日祝日除く9時~17時) ☎ 842-4692

呼吸器なんでも相談のご案内(無料)

ちょっとした動作で息切れや息苦しさを感ずるなど、呼吸器のことで気にかかること、心配なことがありましたら呼吸器なんでも相談どうぞ!

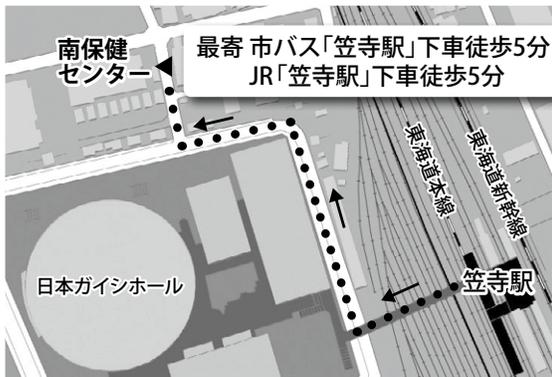
- ◆受付時間 / 午後 1:15 ~ 1:45
- ◆対象者 / 市内在住の15歳以上の方
- ◆場所 / 南保健センター(南区東又兵衛町5-1-1)
- ◆内容 / ①問診 ②身長・体重測定 ③胸部エックス線検査 ④肺機能検査 ⑤血圧測定 ⑥診察・個別相談
- ◆費用 / 無料

~すべて予約制です~

令和2年 1月21日(火)
2月18日(火)
3月17日(火)

申し込み先

南保健センター公費保健担当
☎ (614) 2879
FAX (614) 2818



なごや見守り情報

42

住宅修理サービスで「保険金が使えない」「自己負担なし」と勧誘を受けても、すぐに契約をするのはやめましょう。

「損害保険を使って自己負担なく住宅修理ができる」「保険金が出るようサポートするので住宅修理をしないか」などと勧誘する住宅修理サービスに関する相談が全国の消費生活センターに多く寄せられています。

相談の事例としては、訪問してきた事業者から「雨どいがゆがんでいる、保険金を使い自己負担ゼロで修理可能」と勧誘を受けたので契約し、事業者の見積もりをもとに保険金を請求したが、保険会社から支払われた保険金は半額以下だった。事業者は「不足分のお金はすぐには支払えない」と伝え、請求されたなどです。

住宅修理について「保険金が使えない」と勧誘されても、損害保険金を実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずはご自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。また、住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合があります。保険金の手続きの手数は損害保険の補償対象とはなりません。「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理ができるかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。

不安に思ったときは、早めに名古屋市消費生活センターにご相談ください。

【ご相談先】名古屋市消費生活センター
☎ 222-9671(平日)
☎ 222-9690(土日)

※祝休日・年末年始を除く
※土・日は電話相談のみ
相談受付時間 午前9時~午後4時15分
ウェブサイト
<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

名古屋市市民経済局消費流通課
☎ 972-2437

「保険金が使えない」と勧誘する住宅修理サービスにご注意!

口で修理可能」と勧誘を受けたので契約し、事業者の見積もりをもとに保険金を請求したが、保険会社から支払われた保険金は半額以下だった。事業者は「不足分のお金はすぐには支払えない」と伝え、請求されたなどです。

住宅修理について「保険金が使えない」と勧誘されても、損害保険金を実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずはご自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。また、住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合があります。保険金の手続きの手数は損害保険の補償対象とはなりません。「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理ができるかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。

不安に思ったときは、早めに名古屋市消費生活センターにご相談ください。

【ご相談先】名古屋市消費生活センター
☎ 222-9671(平日)
☎ 222-9690(土日)

※祝休日・年末年始を除く
※土・日は電話相談のみ
相談受付時間 午前9時~午後4時15分
ウェブサイト
<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

名古屋市市民経済局消費流通課
☎ 972-2437